

お申し込みに必要な書類

法人又は商業登録されている個人事業主の場合	
電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書 (ICカード申込書)	
印鑑登録明書 (ご利用者「役所に登録されている」個人のもの)	
「住民票の写し」もしくは「登録原票記載事項証明書」(ご利用者「役所に登録されている」個人のもの)	
商業登記簿謄本 (ご利用者が所属する企業の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」)	
印鑑証明書 (ご利用者が所属する企業代表者印のもの)	
以下は必要に応じてご提出していただく書類	
受取代理人の印鑑登録証明書 (受取代理人を指名の場合、受取代理人個人のもの)	
ICカードリーダーセット申込書	新規お申し込みの場合は必ずお申し込みください

注1: 添付する書類は、市区町村役場および法務局が発行する原本(コピー不可)で発行日から3ヶ月以内のものとします。なお、市町村合併で住所表記の変更があった場合は、合併後の新住所が記載された書類を添付してください。

注2: 「住民票の写し」とは名称であり、コピーを意味するものではありません。原本(原紙)を添付してください。

注3: 外国人の方でICカードの名義として本名での記載を希望される場合、ローマ字綴りの参考資料としてご利用者本人のパスポート(有効であること)の顔写真が掲載されているページのコピーを添付してください。

訂正印はご利用者実印を使用してください。

書き損じた箇所を訂正する場合は、ご利用者ご本人の実印で訂正印を押印してください。訂正箇所が複数ある場合はそれぞれについて訂正印が必要です。

複数枚申し込む場合

利用申込書1通で電子証明書1枚が発行されます。複数枚の電子証明書を申し込む場合は必要枚数分の利用申込書を作成してください。

なお、同一利用者名義で複数枚申し込む場合の添付書類については、利用申込書は必要枚数分となりますが、添付書類は一式で結構です。

旧字体の取扱いについて

住民票の写し、または登録原票記載事項証明書に記載されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字をジャパンネットにおいて正字に置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成6年11月16日付け法務省民二第7007号民事局長通達)」に基づいて置きかえること、また、JIS第1水準及び第2水準にて規定されていない文字の場合はカナに置き換えることをご了承ください。

商業登録されていない個人事業主の場合	
電子入札コアシステム用電子証明書利用申込書 (ICカード申込書)	
印鑑登録証明書 (ご利用者個人のもの)	
住民票の写し (ご利用者本人のもの)	
「印鑑登録証明書(代表者個人)」(代表者個人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、利用者が個人事業主の代表者である場合は、「 」と同一の印鑑登録証明書となるため、印鑑登録証明書の提出は一枚で結構です。)	
下記いずれか一点のコピー	
「青色または白色申告書(直近年)」一番最新のを添付してください。 また、税務署の收受日付印が押印されていることが必要です。 (例・・・平成 18 年にお申込の場合は、平成 17 年度のもの)	
「個人事業の開業等届出書」(直近のもの)	
「所得税の青色申告承認申請書」(直近のもの)	
「建設業の許可申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「測量業者登録申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「建築士事務所登録申請書または通知のコピー」	
「(産業廃棄物および一般廃棄物)収集運搬業許可申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「(産業廃棄物および一般廃棄物)処分(処理)業許可申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「貨物自動車運送事業許可申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「貨物運送取扱事業許可申請書または通知のコピー」(直近のもの)	
「一般旅客自動車運送事業許可申請書または許可証のコピー」(直近のもの)	
「特定旅客自動車運送事業許可申請書または許可証のコピー」(直近のもの)	
以下は必要に応じてご提出していただく書類	
受取代理人の印鑑登録証明書 (受取代理人を指名の場合、受取代理人個人のもの)	
ICカードリーダセット申込書	新規お申し込みの場合は必ずお申し込みください

注1: 添付する書類は、市区町村役場および法務局が発行する原本(コピー不可)で発行日から3ヶ月以内のものとなります。なお、市町村合併で住所表記の変更があった場合は、合併後の新住所が記載された書類を添付してください。

注2: 「住民票の写し」とは名称であり、コピーを意味するものではありません。原本(原紙)を添付してください。

注3: 外国人の方でICカードの名義として本名での記載を希望される場合、ローマ字綴りの参考資料としてご利用者本人のパスポート(有効であること)の顔写真が掲載されているページのコピーを添付してください。

訂正印はご利用者実印を使用してください。

書き損じた箇所を訂正する場合は、ご利用者ご本人の実印で訂正印を押印してください。訂正箇所が複数ある場合はそれぞれについて訂正印が必要です。

複数枚申し込む場合

利用申込書1通で電子証明書1枚が発行されます。複数枚の電子証明書を申し込む場合は必要枚数分の利用申込書を作成してください。

なお、同一利用者名義で複数枚申し込む場合の添付書類については、利用申込書は必要枚数分となりますが、添付書類は一式で結構です。

旧字体の取扱いについて

住民票の写し、または登録原票記載事項証明書に記載されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字をジャパンネットにおいて正字に置き換える場合、「誤字俗字・正字一覧表(平成6年11月16日付け法務省民二第7007号民事局長通達)」に基づいて置きかえること、また、JIS第1水準及び第2水準にて規定されていない文字の場合はカナに置き換えることをご了承ください。